

第2回 釧路地域4市町合併協議会産業経済小委員会

日 時 平成16年8月26日(木) 午前10時02分から

場 所 釧路市交流プラザさいわい 3階 大ホール

出席者(12名)

委員長	影山	清
副委員長	佐藤	英雄
委員	花井	紀明
	両角	靖二
	門間	俊二
	松岡	照幸
	柳谷	法司
	菅寄	通晴
	佐藤	紀二
	小瀬	泰
	五十嵐	昇
	岸山	敏安

## 1 . 開会

影山議長： 皆さん、ご苦労様でございます。本日はお忙しい中、出席をいただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より「釧路地域4市町合併協議会第2回産業経済小委員会」を開催させていただきます。規定に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。

会議の開催に当たりましては、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は総数12名の内12名の出席をいただいておりますので、定足数を超過しておりますので会議は成立しております。

また、本日の会議時間につきましては、概ね2時間程度を予定しています。続きまして、小委員会設置規程第7条の規定により会議録署名委員を指名させていただきます。本日は、阿寒町の松岡照幸委員、白糠町の柳谷法司委員の2名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、本小委員会につきましては議事録を作成するため、発言を録音させていただきます。事務局員からマイクを受け取りましたら、市町名とお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

## 2 . 協議事項

影山議長： それでは、早速議事に入りたいと思いますが、はじめに協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」の「ア」～「イ」とございますが、前回の小委員会において再協議となっております「ア 再協議項目」を事務局より説明願います。

事務局： それでは、協議事項の説明の前にお配りしております資料について確認させていただきます。事前に配布させていただいた「産業経済小委員会第2回会議資料」、「別紙2 調整方針修正案の再協議分」、「別紙3 調整方針修正案の未提案分」、さらに本日も配布させていただきました「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」がございますが、資料に不足がなければ協議事項の説明に入らせていただきます。会議資料の2ページをお開きください。協議事項(1)「ア 再協議項目」につきましては、前回の第1回小委員会におきまして、再協議を求められた項目でございますが、別紙2の「調整方針修正案の再協議分」の1ページ、通番1から説明させていただきます。

(下記の再協議項目について事務局より説明)

通番1 【20-01-03-16】「酪農対策」

通番2 【20-05-04-03】「中小企業等活性化推進」

影山議長： ただ今、事務局から説明のありました内容につきまして、最初に通番1の質疑をお受けいたします。

佐藤 副議長： 調整内容では「釧路市と阿寒町で実施している阿寒酪農振興会への運営費補助については、現行のまま新市に引き継ぐか、他の農業団体への方針と併せて調整する必要がある」とまとめているわけですが、これらの団体については合併時まで調整するのでしょうか。また、他の「農業団体への方針」というのは主にどういうことを指しているのかお聞きしたいと思います。

産業経済専門部会： 他の農業団体は野菜生産組合、馬事振興会、JAの青年部・女性部、農業青少年など4市町の中で24ほどございます。それを含めまして検討を行うという内容でございます。

佐藤 副議長： 調整の時期は合併時ということでしょうか。

産業経済専門部会： 他の農業団体の関係でございますが、項目番号【20-01-05-02】「その他関係団体」で取り進めることになっております。この通番1については酪農対策部分の団体の取扱いでございますが、各市町から補助団体等の名簿が出されておりますので、これも含めた中で調整し合併時に取り進めていく内容になると思います。

佐藤 副議長： 分かりました。

五十嵐 委員： 今の質問に関連しますが、6市町村協議時の調整内容3で「鶴居村で実施している良質乳製品に対する補助については、新市の制度として引き継ぐ」となっておりました。これから5市町農協の合併を控えている中で助成金の問題が色々出てくると思います。そこで、今後新市で検討するというのではなく、同じ農協という立場になりますので同一の形で取り組む方向に持って行っていただきたいと思います。小さな村が補助金を出して大きな市が補助金を出さないということにはならないと思います。この点につきましては検討するというのではなく、現行の同等の補助金制度の対応をしていただきたいと思います。

事務局： 合併協議会の審議といたしましては、将来に向けてどのような制度で取り組んでいくかといったご指摘は十分に受け止めなければならないとは思っておりますが、4市町で合併するに当たって現状の制度を新市にどのように引き継いでいくかということについては、効率的な制度への見直しということもございまして、一方では住民や関係する団体の皆様方にとってメリットのある合併でなければならないと思っております。ただ前段申し上げましたように、まず4市町での現行制度をどのような扱いにしていくのかということが、協議会の議論として求められてございますので、その辺についてご協議していただきたいと思っております。その上で五十嵐委員からご指摘のあった部分につきましては、当然議論が継続されていくこととなりますので、ご

了解をいただきたいと思っております。

影山議長：五十嵐委員からの質疑に対して、事務局から説明がございました。委員の皆様から何かございませんか。

小瀬委員：五十嵐委員からのご意見は本当に大事なことと思います。なぜこういう意見が出るのかと言いますと、釧路市と3町が合併した場合に農業は基幹産業であるという認識は持っていただいておりますが、やはり産業構造において第一次産業の割合がかなり低くなっていく中、新しい制度を作ろうとしてもなかなか議会の承認が得られないのではないのかといったことを一番心配しているところでございます。新市になった時の政策判断と言ってもそこがきちん対応されるのか心配しているため、五十嵐委員がおっしゃったような意見が出てくるわけです。町としては特に農業振興について一番心配しておりますので、ここでは十分に配慮していただきたいと思っております。

菅寄委員：五十嵐委員、小瀬委員のご意見と同じ立場の意見ですが、すべて6市町村マイナス2町村で整理してしまうのであれば、あまりにも簡単すぎるということもありますし、この小委員会の強い意向ということで今のような意見があったことをぜひ取り上げていただきたいと思っております。

影山議長：委員長としましても、今出された意見を取り上げてもらえるような運びをつけていただきたいと思っております。

事務局：調整方針の基本的な考え方としまして、6市町村マイナス2町村では簡単すぎるのではないのかといったご指摘もいただきましたが、4つの市町が行っている事業についてどのようにしていくのかということを中心に進めさせていただいております。良質乳生産につきましては、新市建設計画の中で重要な課題であるという認識を持っておりまして、具体的にどういった対策が良いのかということまでは十分に踏み込んでいないところでございますが、問題意識としてはしっかり持っておりますのでご理解いただきたいと思っております。そういった中で、具体的に鶴居村が行っていた制度と同じ制度が調整方針の中に書き込めるのかということになりますと、今までの調整方針の考え方からいきますと、ぜひこのままの調整方針でご理解いただき、出されたご意見につきましては全体協議会の委員長報告の中でこの委員会で強い要望があった旨の報告をさせていただければと思っております。

影山議長：ただ今の件は、全体会議に報告していただくということでいかがでしょうか。

柳谷委員：現在、農協も商工会も同じ問題を抱えております。合併することによって活力をつけて自立していこうとしているはずが、合併して農協や商工会の組

織が後退するようなことがあってはいけないと思います。各組織が一緒になるには時間が掛かるにしましても、それぞれの組織や地域が決して今より後退しないような理念を打ち出していくべきではないかと考えます。

影山議長： この問題につきましては、全体協議会にこの要望をかけるということで皆さんにご了解をいただきまめたいと思いますので、よろしく願いいたします。他にございませんか。

五十嵐委員： 乳質改善の生産奨励金だけの問題で捉えられているのではないかと思います。今後はそれだけでなく助成に関しては鶴居村との差を全ての面において埋めていただくようきちんとしていただきたいと思います。

影山議長： 意味は分かりますが、今回は良乳質生産ということで出されていますので、そういう方向で整理させていただきたいと思います。

松岡委員： 前回、「中小企業等活性化推進」の項目で私が質問を申し上げた点に対する修正案であります。町に帰って問い合わせ担当課長から説明いただき、税務に関する別な小委員会でも色々な形で議論いただいているということで、内容につきましては了解いたしました。

影山議長： その他、ございませんか。

(「ありません。」の声)

影山議長： ただ今、提案された協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」の「ア」について協議を終了したいと思います。ここまで提案された内容について了承するというところでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

影山議長： それでは、協議事項(1)「調整方針修正案について」の「ア」は了承されました。

続きまして協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」の「イ 未提案項目」を事務局より説明願います。

事務局： 協議事項の(1)「イ 未提案項目」をご説明いたします。事前配布いたしました別紙3の「調整方針修正案の未提案分(第2回産業経済小委員会/14項目中13項目)」をご覧ください。その中で本日提案出来ていない農業委員会の組織についての項目がございます。これにつきましては現在4市町の農業委員会の会長会議を受けまして、専門部会で調整を行っているところでございます。この農業委員会の会長会議の中から4市町のご意見をいただいて、

改めて産業経済小委員会にご提案させていただきたいと考えておりますので、この項目の議論が遅れていることをお詫び申し上げ、残りの13項目について説明をさせていただきたいと思っております。また、この13項目の説明につきましては前回と同様に4市町協議欄におきまして「同左」とご提案いたしました項目につきましては、6市町村協議でご承認をいただいた「調整方針案」は4市町合併協議会の調整方針といたしましても、同様の内容としてご提案できるものとして表記させていただきましたので、以下、説明を省略させていただきます。それでは、別紙3「調整方針修正案の未定案分」の1ページから調整内容に修正がある項目を説明させていただきます。1ページをお開きください。

(下記の調整方針修正案について事務局より説明)

通番1 【20-01-03-19】「農作物被害防止対策」

通番3 【20-01-03-22】「共同利用農機具購入補助」

通番5 【20-01-05-02】「その他関係団体」

通番7 【20-02-03-09】「有害鳥獣対策」

通番9 【20-03-02-10】「その他水産振興事業」

通番10 【20-05-04-02】「中心市街地活性化対策」

通番11 【20-05-04-04】「都心部賑わい創出推進」

通番12 【20-05-04-05】「商店街支援」

通番13 【20-05-04-15】「その他商工業振興事業」

影山議長： ただ今、事務局からの説明のありました内容について、ご質問、ご意見はございませんか。

柳谷委員： 通番9「その他水産振興事業」の調整内容で「白糠町の事業は17年度ですべて終了することから、・・・」ということで、この中の事業に当組合として実施している事業は載せていないわけで、先ほども農協と同じ話しになるかと思いますが、組合単独で行っている事業があります。これは町としての事業ではありませんが、新市においては事業としてきちんと取り上げていただきたいという考えを持ってありますが、これを1年程度で検討していくという理解でよろしいでしょうか。

産業経済専門部会： 市町が組合と共同で行っている漁船用科学機械設置事業の補助金や漁業振興基金、産地新システム事業の補助金などを「その他水産振興事業」として調整しているものでありまして、補助が入っていない組合単独の事業につきましては、この段階で協議はしておりません。

柳谷委員： この段階で組合単独事業については協議できないという認識で提案していない経緯があることは分かりますが、やはり新市になると共同の事業として認定していただきたいという気持ちがあるものですから、例えば釧路市漁協

でヒトデ対策を行っておりますが、白糠でも町にお願いして3年ほど行っていた経緯がございまして、その後、組合単独事業として継続しております。新市ではそうした事業も取り上げてもらいたいので、そういった議論を1年以内にするとというように理解して良いのかどうかということです。

産業経済専門部会： 新たな問題として、例えば今申し上げましたヒトデ駆除事業が釧路市で行われております。白糠町では組合独自で行っておりますが、そうした事業については新市の中で検討していくという理解で良いと思います。

柳 谷 委 員： その期限が1年程度ということで理解して良いですか。

産業経済専門部会： はい。

佐藤 副議長： 通番9「その他水産振興事業」の中には内水面漁業も含まれているのでしょうか。

事 務 局： 内水面漁業に関しましては別項目の中で整理していくことになっております。前回の小委員会の中でそれらを含めてご協議をいただきましたが、いずれにしましても漁業につきましては、新市になってから内水面を含めて事業を調整していくことになろうかと思っておりますので、ご了解いただければと思います。

佐藤 副議長： 分かりました。

影 山 議 長： その他、ございませんか。

佐藤 副議長： 通番7「有害鳥獣対策」で、4市町協議の留意事項の中で「猟友会の統合に向けては慎重な対応が必要であることから、新市施行後の団体間の調整が必要」と書かれておりますが、これは猟友会の支部の統合を指しているのでしょうか。現状で同じ町内に支部が2つ3つありますので、その辺のところを説明していただきたいと思っております。

産業経済専門部会： 猟友会につきましては支部の上に郡部の部会など上部機関があります。4市町にある猟友会の統合に向けて慎重な対応が必要であるということは、白糠町であれば白糠支部があって音別町と一緒に部会がありますし、阿寒町は釧路市と一緒に部会がありますので、その統合に向けては慎重な対応が必要であると考えております。

佐藤 副議長： そうしますと白糠町と音別町については釧路市と一緒に部会に入っていないということですか。

産業経済専門部会： 支部単位になりますから白糠支部、釧路支部などが集まって全道の猟友会を組織しているということになります。白糠町の場合は市街と庶路、音別町の3つで白糠支部という形になっております。

佐藤 副議長： 各市町とも支部があって部会があってそれぞれ加盟していると思います。そうしたことから、特に猟友会の統合については現時点で取り上げていく必要はないと思います。その辺の整理はきちんとされているのかどうかもう一度確認したいと思います。

事務局： 一般論でお話しさせていただきますが、合併協議会の中の関連団体の統合問題につきましては、あくまでも自主的な協議の中で合併に伴う組織統合を検討していただきたいというのが前提でございます。その上で、それぞれの団体で成り立ちにつきましては歴史的な経過や地域事情もございますので、そのことを無視して一律に合併すべきとは言えないものと考えております。この産業経済小委員会でも6市町村協議時から議論をして参りましたので、そのことは十分に受け止めていくべきだろうと考えております。通常は全道組織や管内組織があって従前の自治体ごとの組織があるということになりますので、4市町が自治体の範囲で持ってきた組織については、1つのまちになった時に統合することも考えられるという整理になると思います。しかしながら、地域事情や歴史的背景などがありますし目的が違っている場合もありますので、一律に統合すべきとか統合しなさいということにはならず、将来的な方向としてどうなのかということを自主的にご議論していただいくことになるかと思っております。ただ自治体が主体的に担っていく関連団体の場合は、もう少し自治体として積極的に関わっていくことになると思いますが、他の団体につきましては一律に同じ表現にはならないと思っております。

佐藤 副議長： 慎重な対応が必要であり、新市になってから議論するという事なので了解しました。

影山 議長： その他、ございませんか。

(「ありません。」の声)

影山 議長： ただ今、提案された協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」の「イ 未提案項目」の協議を終了したいと思います。提案された内容について了承するという事によろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

影山 議長： それでは、協議事項(1)「イ 未提案項目」については了承されました。これで調整方針修正案については、審議が終了するわけですが、「農業委員会

の組織」の項目が残っております。先ほど事務局より説明がございましたが、その他に委員の皆さんにお知らせすることはありますか。

事務局： ございません。

影山議長： 委員の皆さん、先ほどの説明で何かご意見ございませんか。

(「ありません。」の声)

影山議長： それでは、この項目につきましては未提案ということで処理させていただきますので、よろしく願いいたします。

### 3 . 次回小委員会の開催について

影山議長： 以上で協議事項については終了いたしました。続きまして、会議次第2「次回開催日程」について事務局から説明を願います。

事務局： 同じく2ページをお開きください。第3回産業経済小委員会の開催でございますが、10月1日金曜日の13時30分から会場を釧路市観光国際交流センター2階にて開催を予定しております。多忙な時期でございますが、委員皆様のご出席をいただきたいと思っております。

影山議長： 今、事務局から10月1日金曜日の13時30分から会場を釧路市観光国際交流センター2階にて開催することが説明ありましたが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

影山議長： それでは、会議次第3「その他」となりますが、事務局から何かありますか。

事務局： ございません。

影山議長： 委員の皆さんから何かございますか。

(「ありません。」の声)

### 4 . 閉会

影山議長： それでは、以上で予定されておりました協議事項につきましてすべて終了いたしましたので、第2回産業経済小委員会を終了させていただきます。皆様、大変ご苦労様でした。

(閉会 午前10時57分)

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第7条において準用する釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会産業経済小委員会 委員長（議長） 影山 清

釧路地域4市町合併協議会産業経済小委員会 委員 松岡照幸

釧路地域4市町合併協議会産業経済小委員会 委員 柳谷法司